

# FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.4

## 「社会保障・税番号要綱」の公表

年4月号で「番号制度」の検討状況として概説したので、本稿では、要綱で番号制度について新たに明らかになった事項について概説する。

### 1. 番号法の制定

要綱では、番号制度に係る共通的な事項について規定した「社会保障・税番号法（仮称）」を制定し、番号制度の基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、「番号」に係る個人情報保護の保護、などの事項を規定するとしている。この法律は、個人情報保護法の特別法になる。

### 2. 防災福祉の観点からの利用

要綱には、基本方針公表後に東日本大震災が発生したことを受け、「今後起こり得る大災害にあらかじめ備え、実際の災害発生時に即応でき、復興再建の局面でも効力を発揮するよう、防災福祉の観点からも、番号制度の在り方を考える必要がある」と新たに明記された。番号制度を災害、復興時に活用できるものにするのが検討されることになった。具体的な利用事務については、2011年6月に公表予定の「社会保障・税番号大綱（仮称）」（以下、大綱）において示すとされている。

### 3. 「罰則」を利用する手続

要綱では、「番号」を利用することができるとして、次の(1)～(7)の例が示された。さらに、社会保障分野サブワーキンググループ（注1）、全国知事会等から寄せられた意見を検討し、大綱策定時までに利用範囲の拡充を図るとしている。

- なお、要綱には、証券会社などの金融機関で番号を利用することは盛り込まれていない。
- (1) 国民年金、厚生年金保険、共済年金等の被保険者に係る届出、給付の受給および保険料の支払に関する手続
  - (2) 国民健康保険、健康保険等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
  - (3) 介護保険の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
  - (4) 雇用保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続
  - (5) 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載およびこれに係る利用
  - (6) 地方税に関する法令またはこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類への記載およびこれに係る利用

(7) 社会保障および地方税の分野における手続のうち条例に定めるもの

### 4. 法人等に付番する番号

要綱では、次の法人等に対し、国税庁長官が「法人番号」を付番し、通知するとしている。法人が「番号」をどのような場面で利用できるのかについては、特段の記載はない。

- (1) 国の機関および地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記載された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) 国税・地方税の納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有するまたは法定調書の提出対象となる取引を行う人格のない社団等

### 5. ICカード

要綱では、マイ・ポータル（KEYWORD参照）にログインしたり、「番号」を取り扱い得る事業者等が本人確認をしたうえで「番号」を確認できるようにしたりするため、番号制度に対応するICカードを交付することを検討するとしている。

ICカードの券面には、「番号」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」が

記載され、公的個人認証サービスが搭載されることになっている。

### 6. 第三者機関の設置

個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置として、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関等を設置することとしている。公正取引委員会と同様の独立性をもった3条委員会（国家行政組織法第3条に基づいて設置される行政委員会）とする方向である。

具体的には、第三者機関は内閣総理大臣の下に置かれ、行政機関、地方公共団体、関係機関および「番号」を取り扱う事業者（注2）による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督等を行うとし、監督対象機関等に対する「番号」の取扱いについて資料の提出・説明の要求、立ち入り検査、助言・指導、勧告、命令等を行うことができるとされている。

### 7. 罰則

行政機関の職員等が、個人情報を不正利用したり不正収集したりするなどの行為について、現行の行政機関個人情報保護法より罰則を引き上げるとしている。

また、民間事業者やその従業者等

による個人情報の不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定（違反者に対して行政庁による是正や中止のための指導、勧告、命令等が行われず、違反行為があった場合に直ちに罰則が適用になる旨の規定）を創設するとしている。さらに第三者機関の守秘義務違反につき必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げるとしている。ただし、罰則の具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性などについては今後も検討が進められることになっている。

（注1）社会保障・税に関する番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として設置された、個人情報保護ワーキンググループおよび情報連携基盤技術ワーキンググループの下に設置され、社会保障分野における番号制度の適用について検討を行っている。

（注2）法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者（例えば、金融機関、健康保険組合および源泉徴収義務者）のほか業務により「番号」を知り得た事業者（例えば、「番号」が券面に記載されているICカードを本人確認書類として用いた事業者）が考えられている。

### KEYWORD

#### マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を個人々に合わせてインターネット上に表示するものとされている。個人はマイ・ポータルを通じて①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができる。アクセス記録の確認については、マイ・ポータルへの接続が困難な者（例えば自宅にパソコンを保有していない者）等も行政キオスク端末（住民が各種行政サービス等を利用するために、行政機関やコンビニエンスストアなどの民間事業者店舗等に設置される情報端末設備のこと）で確認できるような仕組みを検討するとしている。



**鳥毛拓馬**  
大和総研  
資本市場調査部  
制度調査課 AFF  
金融・証券税制、金融商品会計制度の調査に「法に従事、著書として『法人投資家のための証券投資の会計・税務』（共著、大和証券刊）など。